

史料紹介 伝明惠上人筆「護身法事」紙背文書の楽書

川嶋 將生 (立命館大学文学部教授)

E-MAIL k-shima@lt.ritsumei.ac.jp

はじめに

「」に紹介する楽書は、財団法人藤井永観文庫が所蔵する伝明惠上人筆「護身法事」（重要美術品）の裏文書である。「護身法事」は、二〇〇四年十一月に開催された立命館大学二一世紀COEプログラム「京都アート・エンタテインメント創成研究」関連展覧会「中世の聖教と紙背～写経は神仏をかけめぐる。」で展示し、発行した図録には「護身法事」について、次ぎのような解説を図録に付しておいた。

梅尾高山寺を開いた明恵筆（一一七三～一二三一）。護身法に関する先師の口訣を注したもので、明恵の護身法についての著述としては、この他「護身法効能鈔」がある。成立年代は不明。また巻首に押されている朱方印「方便智院」とは、明恵の弟子定真が開いた住房で、かつて多くの聖教が所蔵されていた。したがって本史料は、かつて同院に所蔵されていたものと考えられる。しかし同院に関する文明（一四六八～八七）の聖教目録にはその記載がなく、寛永（一六二四～四四）の目録には、「護身法事一巻」の記載がある。なお本史料の裏文書は嘉禎二年（一二三六）の具注暦や、鎌倉時代に

書写された楽書である。とりわけ雅楽史料は、壱越調及び沙陀調の曲一二曲の管弦を主として解説しているもので貴重であるが、詳細については後考を期したい。

参考文献

- ①金水 敏「方便智院聖教目録解題」（『高山寺資料叢書』一八冊「明惠上人資料第4」 東京大学出版会、一九九八）
- ②「方便智院聖教目録」（『続高山寺経藏古目録』 東京大学出版会、一〇〇一）

図録としての性格上、また聖教に重点をおいた展示であつたため、樂書の全文写真は掲載したが、翻刻をはじめとする詳細は省略した。しかし樂書としてきわめて重要であると考えられるため、「」にその全文を翻刻し紹介する。

樂書の翻刻は、これまでけつして豊富におこなわれてきたわけではなかつた。むしろきわめて少ない、といった方が適当であろう。一九七三年、「教訓抄」を翻刻された植木行宣氏は、その解題のなかで、「樂書はおびただしい数であるのに、その研究は甚だ立ち遅れている。『教訓抄』すら例外ではなく、『教訓抄』にまつ正面からといふくんだ研究は今のところ皆無である。最大の理由は言うまでもなく

東洋音楽の研究者を除いては雅楽の音樂的考察が手に負えないところにあるが、それだけに、研究の進展のために、その方面の専門家をふくめた諸分野の共同が強くのぞまれる」と述べている。⁽¹⁾

私の問題関心に即していえば、近年、音樂と権力との関係を分析した論文が多く発表されるようになつてゐるし、史料については、図書寮叢刊の『伏見宮旧藏樂書集成』や、また上野学園日本音樂資料室から一九九五年以来、『日本音樂史研究』が発刊され、同誌面上では論文をはじめとして樂人關係論考の執筆、あるいは音樂關係史料の翻刻など、活発な活動を展開している。しかしながらそれでもなお、舞樂書關係史料の翻刻は、植木氏の指摘以後も順調に進められてゐるとはいひ難い状況にあるのではなかろうか。⁽³⁾

さて本樂書には原題はない。また作成年代を窺わせる記述も見あたらないが、本樂書は嘉禎二年（一二三六）の具注暦とともに貼付けられた「護身法事」の紙背文書である。

「護身法事」は、昭和一八年（一九四三）一〇月一日、文部省によつて重要美術品に指定されているが、その指定書には、

一、明恵上人筆護身法事残巻（方便智院本）

紙背二嘉禎二年具注暦残巻及樂抄アリ、

その後、子細な調査を再度おこなつた結果、虫損が一致しない部分は、後世、補修した際に部分的に裏打ちしたものであることが判明した。こうした箇所は随所にみられる。翻刻部分で解読が難しくなつてゐる箇所の幾つかは、この後世の補修により、墨が薄くなつたり摩滅するなど、判読がむずかしくなつてしまつたものである。したがつて現在のこところ、指定書にある「明恵上人筆」には、疑問をもたざるをえない。明恵研究者のご意見を是非とも賜りたい。

とはいへ本樂書は、筆跡・紙質などから、鎌倉時代の成立と考えてまず誤りないところである。樂書では、例えば『教訓抄』の原本の成立は鎌倉時代ではあるが、現在は大部分、江戸時代の写ししか伝わっておらず、中原香苗氏によつて「『教訓抄』の記事を省略・改変・整理等を行いながら抄出し再構成したもの」と位置づけられた、世の高度な補修技術によつて、その虫損の穴埋めがおこなわれ、現

状のような状態になつたと考えることも可能であろう。しかし、明惠没後の嘉禎二年の具注暦が用いられていることは、紙背文書であるとする考えを否定する。これが裏打ち紙と考えた二つ目の理由であつた。なぜなら、明恵自筆であるならば、明恵自身が没後の具注暦を再利用することはありえないからである。

しかし繰り返すが、この議論は「護身法事」が明恵自筆であることを前提としたものであつた。ただ明恵自筆、および裏打ち紙と断定することに若干の躊躇を感じていたのは、「護身法事」の墨が裏の紙にまで至つてゐる箇所が幾つかあることであつた。これは紙の表と裏、紙背の関係に特有のものであろう。つまり一枚の紙の表裏の関係である。もしそうであるとすれば、本「護身法事」は、明恵自筆ではなく、嘉禎二年の具注暦が紙背として用いられる、明恵没後のしかるべき時期に書かれたものであつたことになり、それが明恵筆として伝承されてきた、ということになる。

前記の図録では、ここに記された「明恵上人筆」であることを前提として、裏にある文書を、後世に「護身法事」を補修するために裏打ち紙として用いられたもの、と考えた。その理由の一つは、明恵の「護身法事」に生じてゐる虫損と、その裏の具注暦や本樂書の虫損による穴などが一致しない部分が多々あることであつた。通常の紙背文書であれば、一枚の文書の裏表を使用するわけだから、表の文書と裏に記された文書のそうした穴は、位置や形状などが当然一致するはずである。ただその場合においても、後世の高度な補修技術によつて、その虫損の穴埋めがおこなわれ、現

庫所蔵の『舞楽雑録』天地二巻などとともに、本史料は鎌倉時代成立の楽書として、そのもつ意味はけつして小さくはない。

本楽書は、壱越調・沙陀調の曲二三曲についての解説であるが、その記述は楽曲演奏の順序、次第、拍子数、拍子の打方についての口伝や故実に重点がおかれ、また管弦を主としたものである。

正直にいえば、私自身これまで楽書・雅楽について研究した実績はない。したがって本史料の位置づけを十分におこないえた、とは言い難い。翻刻するに当たっては、植木氏による『教訓抄』や中原氏による『舞楽雑録』その他、貴重な翻刻作業を大いに参照させていただいたが、いまは初歩的なミスを犯していいことを祈るのみである。大方のご教示を得たい。

注

(1) 植木行宣「解題 教訓抄」(日本思想大系『古代中世芸術論』所収、岩波書店、一九七三)

(2) 例えば近年では相馬万里子「代々琵琶秘曲御伝受事」とその前後』(『書陵部紀要』三六号、一九八五)、豊永聰美「中世における天皇と音楽」(『東京音楽大学研究紀要』一八号、一九九四)、坂本麻実子「応仁の乱の天皇家の雅楽」(『桐朋学園大学研究紀要』二〇集、一九九四)、三島暁子「豊原縁秋考—室町中期・後期の地下樂人の一断面」(『武藏大学人文学会雑誌』二九卷一・二号、一九九七)、豊永聰美「後光厳天皇と音楽」(『日本歴史』五九七号、一九九八)、相馬万里子「琵琶の時代から笙の時代へ—中世の天皇と音楽」(『書陵部紀要』四九号、一九九八)などがあげられよう。なお五味文彦『書物の中世史』(みすず書房、一〇〇三)に「芸の伝承 楽書の展開」がある。

(3) 近年では中原香苗「内閣文庫蔵『舞楽雑録』と教訓抄」(大阪大学国語国文学会『語文』六四輯、一九九五、九)・中原香苗「[資料紹介]

内閣文庫蔵『舞楽雑録』(大阪大学古代中世文学研究会「詞林」一八号、一九九五、一〇)がある。

凡例

一、本史料は、財団法人藤井永觀文庫所蔵、明惠上人筆「護身法事」の紙背文書である。

一、「護身法事」は巻子装であり、全体の寸法はタテ二八・六cm×ヨコ七五一cmであるが、翻刻分のみの寸法はタテ二八、六cm×ヨコ四二二、六cmである。

一、本楽書は全文一四紙から成るが、一紙ごとの紙の幅は一定していない。

一、翻刻に当たっては、旧字体は新字体に改めた。また異体字等もおおむね通行の字体に従つた。ただし原文書のまま用いた方がよいと思われる場合は、それに従つた。

一、私の読点および並列点を付した。

一、紙継ぎ目は：で表わした。

一、改行は原文書に従つた。

一、虫損・摩滅等により文字が判読できないもの、および文字の消失のうち、字数が判明するものは□で、判明しないものは「」で示した。

一、文字の抹消は■で示した。

一、校訂による注は()で示した。

一、全紙にわたり、上に二本、下に一本の墨界がひかれているが、それは省略した。「宮商角徵羽」「春」「冬」などの見出し語は上一本目の墨界の下から書き始められ、それぞれの解説部分は、二本目の墨界の下から書き始めるのを原則としている。

・宮商角徵羽
〔この印合点以下同じ〕
謂之五音

今案宮壘越調准君、商平調准臣、角双調

准民、徵黃鍾調准事、羽盤涉調准物

・春 双調東木音
〔朱点〕
・夏 黃鍾調南火音
〔朱点〕
・秋 平調
〔金音〕

・冬 盤涉調北水音
〔朱点〕
・壘 越調 中央土音
〔朱点〕

・宮商角徵月変徵變羽
謂之七音

今案五如上變徵當上無調變羽當上無宮調

金石絲竹匏土草木
〔謂之八音〕
〔朱筆〕〔見三札圖〕

今案金石絲竹匏土草木

〔謂之八音〕
〔朱筆〕〔見三札圖〕

竹謂管類
匏謂笙竽類
土謂磬類
絲謂絃類

木謂柷類

・壘 越調
〔呂音〕
〔朱筆〕
〔此調子內有十五大曲件内十二絕了〕

〔呂音〕

〔入調 上調子 六穴為甲 夕穴為乙〕

各拍子廿合百五十一帖二帖同様吹、但終四拍子

序吹三四帖吹樣同一二帖也、但終三拍子序吹
〔四才或諸說〕

五帖六帖序吹者也、兩帖連吹也、但偏不連吹、六帖

始夕穴響延吹也、程只春鸞転如鳥声急声間

歎、舞入時吹上調子、或譜云、從初帖至五帖、帖々間、

少許置程吹、但五帖与六帖不置程相連吹、是和

爾部大田磨伝也、

破一帖
〔先六拍子八、次八拍子一、又六拍子一、次八拍子一〕

二帖
〔六拍子十六、次序吹拍十四〕

三帖
〔先六拍子九、次五拍子一、又六拍子一、次五拍子一〕

四帖
〔次六拍子四、次序吹拍十四〕

五六帖皆序吹也、
〔廿拍子廿合四拍子〕

〔朱筆〕
〔第一次〕

次以遊聲
〔無拍子〕

〔朱筆〕
〔序吹〕

次四帖
〔拍子廿終四拍子〕

次五帖
〔拍子廿合三拍子〕

次六帖
〔拍子廿終三拍子〕

次三帖
〔拍子廿合三拍子〕

次二帖
〔拍子廿終三拍子〕

次一帖
〔拍子廿終三拍子〕

已上帖切々吹之、俱五六帖連吹、

次舞訖樂止 次以調子上調子舞退无入舞

笙調子之間、此遊声吹出、即止笙調子了、同吹

遊声也、不打拍子、但舞立止舞台了時打拍子

事、是大田磨所伝也、是則異説也、非多分

事、即譜終尔大田磨伝書是也、度数无定

隨舞立止、是吹止余曲可准之、

序

元冊拍子也、以廿拍子為半帖、而昔尾張浜主伝云、遣唐使帰朝之間、忌舞八拍子了、仍弃十拍子

故、近來冊拍子也、近來以十六拍子為半帖、若十四拍子、承和御時、諸葛中納言所被定也、件十六拍子之後、第二拍子有落句歎、雅樂允正近説也、

破六帖
〔三才或諸說〕

各拍子廿合百五十一帖二帖同様吹、但終四拍子

序吹三四帖吹樣同一二帖也、但終三拍子序吹
〔四才或諸說〕

五帖六帖序吹者也、兩帖連吹也、但偏不連吹、六帖

始夕穴響延吹也、程只春鸞転如鳥声急声間

歎、舞入時吹上調子、或譜云、從初帖至五帖、帖々間、

少許置程吹、但五帖与六帖不置程相連吹、是和

爾部大田磨伝也、

破一帖
〔先六拍子八、次八拍子一、又六拍子一、次八拍子一〕

二帖
〔六拍子十六、次序吹拍十四〕

三帖
〔先六拍子九、次五拍子一、又六拍子一、次五拍子一〕

四帖
〔次六拍子四、次序吹拍十四〕

五六帖皆序吹也、
〔廿拍子廿合四拍子〕

〔朱筆〕
〔第一次〕

次以遊聲
〔無拍子〕

〔朱筆〕
〔序吹〕

次四帖
〔拍子廿終四拍子〕

次五帖
〔拍子廿合三拍子〕

次六帖
〔拍子廿終三拍子〕

次三帖
〔拍子廿合三拍子〕

次二帖
〔拍子廿終三拍子〕

次一帖
〔拍子廿終三拍子〕

已上帖切々吹之、俱五六帖連吹、

次舞訖樂止 次以調子上調子舞退无入舞

笙調子之間、此遊声吹出、即止笙調子了、同吹

遊声也、不打拍子、但舞立止舞台了時打拍子

事、是大田磨所伝也、是則異説也、非多分

事、即譜終尔大田磨伝書是也、度数无定

・團乱旋
〔大曲 新樂〕

〔朱筆〕
〔昔善舞、此曲者有林真倉
戸直純〕

〔朱点〕

〔朱筆〕

〔或譜云、昔善舞、此曲者、有中故大軒清原流雄、造酒正高階里雄、命婦中務輔歎〕

〔朱点〕

〔石川色子〕

〔朱筆〕
〔第一次〕

次以遊聲
〔無拍子〕

〔朱筆〕
〔序吹〕

次四帖
〔拍子廿終四拍子〕

次五帖
〔拍子廿合三拍子〕

次六帖
〔拍子廿終三拍子〕

次三帖
〔拍子廿合三拍子〕

次二帖
〔拍子廿終三拍子〕

已上帖切々吹之、俱五六帖連吹、

次舞訖樂止 次以調子上調子舞退无入舞

笙調子之間、此遊声吹出、即止笙調子了、同吹

遊声也、不打拍子、但舞立止舞台了時打拍子

事、是大田磨所伝也、是則異説也、非多分

事、即譜終尔大田磨伝書是也、度数无定

舞出時吹調子只入上或只玄入調吹上調子

序三帖鞆轍八拍子十六拍子也、一帖序吹、拍子十六

二帖三帖樂拍子、但終各五拍子序吹也、

(朱筆)「二帖反八拍子九、次十拍子二、次序吹五三帖如二帖」

入破鞆轍六拍子也、十六拍子 樂拍子、但終七拍子序吹、雖數返依終有序切々吹之、

(朱筆)「或物云、唐笛師青賴宮繼雖非唐手入清上譜、仍記入此譜」

颯踏 鞆轍序打也、

序吹十六拍子有二說、拍子同前、委有譜、但始吹二反是常事也、始不吹二反、号秘說、正近亂句是也、

(朱筆)「藍物賴吉絲譜 无此說」急声 鞆轍拍子六拍子十六以入破、更用樂拍子但終七拍子序吹七反每切止吹之、

(朱筆)「次第」先以調子只玄舞出 次序一帖 拍子十六

次二帖 拍子十六終五拍子 次三帖 拍子十六終五拍子

次入破 拍子十六終七拍子 次颯踏 拍子十六序吹

次急声 終七拍子序吹七反 此曲帖々切々吹之、

次舞訖樂止 次以調子 上調子 舞退 无人舞

略儀 序一帖 二帖 入破一反颯踏一反急声一反

春鸞 転 大曲 新樂

舞出時遊声、入時吹上調子、遊声無拍子

度數隨舞吹止也、

白川院御坐高松殿之時、御前有此樂 年號 不確

左近將監時元大鼓基政 鞆轍助貞笛

公茂笙 正延 築築

時元遊声終打大鼓、從御前被仰下云、

皇帝遊声終ヨツ大田麻呂伝云、拍子有

思食打此樂、終如何、時元陳申云、然候、

但大曲ノ有遊声事ハ、皇帝与此樂候、可依
日事候、今日此樂大曲也、仍引寄皇帝說所

打候也、陳申了、

序 拍子十六
元二反也、近來一反 云々、但舞家可尋歟、

颯踏 拍子十六 樂拍子也

二反近來一反、次反無喚頭、初詞ニヨ落也、初拍子

當七拍子鞆轍八拍子也、譜云、件颯踏入破世人号大曲故、不押句末吹之、但大判官之說不然、有押所有不

押所、堀川御宇之時有沙汰、可付是季 云々、
入破拍子十六 鞆轍六拍子也、

四反或二反、近代二反

鳥声 序吹也、拍子十六

二反近代一反是舞一帖絕故也、但舞家可尋、

急声 樂拍子二反、近代一反、是無相違入破也、

大夫將監光季逝去之後、將監行高、將曹

光則有論、行高申云、雖有二反、師說一反也、

光則申云、乍二反有師說者、未切事歟、

鳥声与急声連吹之間、一拍子許可置、是

大様也、但可得意事也、付笛共各皆終了、

即可吹也、朝覲行幸行高不舞、光則一字舞之、

(朱筆)「不知年号」先調子 次以遊声 舞出 次序一帖 二反、近代一反

次颯踏 二反、近代一反 次入破 四反或二反、次鳥声 二反、近代一反

次急声 二反 已上切々吹之、

次又鳥声、急声連吹 各二反 次舞了樂止、

次一調子 上調子 舞退 无人舞

玉樹後庭花 新樂 中曲

拍子十四、初二拍子序吹、第二反以後弃、序吹二拍子

吹十二拍子、舞出吹調子只玄入調連吹之或略入調

可吹八反終帖加拍子三度拍子也、会要云、貞觀

二年六月十日成樂奏之、

朱筆「次第」只玄入調連吹之或略入調 舞出 次當曲八反略說二反自終帖初打三度拍子

次以調子上調子舞退无人舞

次以調子上調子舞退无人舞

大宗云、此樂昔興亡音也、早不可用也云々、但然而

大宗尚可好也、其故者、音声能盛人自然道也、

故歎者聞則悅悲者聞則悲也、悲悅云々、情在

人心非由樂也、仍近來奏正月七日内教坊

節會也、

朱點賀殿以爲急用選行人時重吹急新樂

直倉爰承和御時、遣唐使判官藤原貞敏

習琵琶來、但東三条殿大饗奏之樂、有更

居衝、抑件□居衝大平樂急所有也、何故引

寄賀殿哉、又行舞人時始哉、可尋猶家、

破四反或三反或二反、近代一反、終帖末籠二拍子打三度拍子

朱筆「急拍子廿四反、近代三反自終帖初加一拍子有入舞

急拍子八反數不定、舞作大輪巡了、御本列之

時、打三度拍子不止樂、舞入時銅拍子童舞也、

十種供養時者、左鳥舞右井也、胡蝶童舞

者當國所造也、仍入十種供養也、

京極殿十種供養者、猶光季・多資忠俱為菩薩

裝束右蝶也、八幡放生會者、從童樂房出鳥

胡蝶「」樂會二八、鳥胡蝶從打橘本出之、

朱點廻坏樂兼新古拍子八、非唐樂云々、吉々可尋、

朱筆「或譜云々承和御時殿上被好此曲、既舞絕」

古譜說有舞云々、近來不伝歟、

朱點河曲子拍子十二、新古不詳

本十六拍子也、承和御時除四拍子被定十二拍子、

去延喜十一年相撲節衣參音聲之時、故山城守

藤原忠房朝臣改古手前撰也、

朱點韶心樂中曲、新樂

舞絕了、古說可吹五反云々、

朱點河水樂拍子十、新樂

陵王破喜春樂破、如此等樂定古樂也、自余樂或行道或參音聲之時、兼新古或又用、右行道用之者号古樂也、雖号新樂、尚々能々可尋、

朱點胡飲酒古樂、小曲

舞出時發古樂亂聲、入時重吹破

序拍子七二反、略時一反、

破拍子十四可吹七反、略時五反、從第二反末打三度

拍子或籠第三反末二拍子打三度拍子、當曲

雖為古樂早三度拍子打也、為故實、入時重吹破

向樂屋方退時打三度拍子、

朱筆「次第」先發古樂乱声舞出、次取音、次序拍子七二反

朱點次破七反略時自第二反末打三反拍子或籠第三反

朱點末二拍子打三度拍子

次舞ノ樂止、次又八破舞退

朱點北庭樂新樂、中曲

拍子十四可吹四反、或三反或二反舞出、調子只玄

自終帖初打三度拍子、入時重吹、當曲立向樂屋方時

打三度拍子、无人舞

朱點承和樂新樂、拍子十、六反、近代二反、自終帖初打三度拍子

吹調子時用道行、或林邑乱声出、但入時吹道
行笛吹、聊黃鍾調音橫笛聊取黃鍾調
音其詞云、上由千丁廿中夕一夕、件道行初反拍子四、
次反拍子八、有喚頭、
(朱筆) 先發林邑乱声、次以道行
(次第) 拍子七

此菩薩道行婆羅門僧正行南天竺之時、
道間吹此曲、道間有草庵、其內有二人老者

舞出吹調子只玄人調入時又吹調子上調子无入舞、
一弄樂中曲、新樂明遲譜云、五名承天樂大戶清上作、

拍子十終帖加拍子出入吹調子可吹四反舞、近代絕了、

但可尋玉手則清家、
一金樂又溢金樂、又承果樂〔朱筆〕或譜云、又名溢口樂、又名氣果樂大田丸作、

拍子十、无舞、

酒胡子小曲、古樂、拍子十四

加拍子時一度拍子、唐人飲酒時為此樂云々、

酒清司小曲、拍子八、古樂

加拍子之時、三度拍子、近來人不知之歟、有公伝事也、

老団嬌

拍子千七、但反度弃初一拍子了、從次拍子吹之、
仍次々十六拍子也、早樂也、加拍子時一度拍子、

近來樂人不知、有口伝、

此樂堀川院御時令尋諸家御治部卿、基綱

卿被申請師說之

〔朱筆〕武德樂新古未詳

序破絕了、

菩薩林邑

吹調子時用道行、或林邑乱声出、但入時吹道

行笛吹、聊黃鍾調音橫笛聊取黃鍾調

音其詞云、上由千丁廿中夕一夕、件道行初反拍子四、

次反拍子八、有喚頭、

(朱筆) 先發林邑乱声、次以道行
(次第) 拍子七

此菩薩道行婆羅門僧正行南天竺之時、

道間吹此曲、道間有草庵、其內有二人老者

男、一人自坐其腰不立女、一人自坐其目不明翁、
而聞此樂音目見腰立各舞悅、僧正問之答云、
是曲於昔切利天聞之、今又聞此曲、自然目明腰
立舞悅也、

沙陀調

調子近來絕了、但堀川入道左大臣殿令伝習也、

仍自筆譜并口伝等雖被仰下、无慥師說、

安摩

〔朱筆〕小曲、新樂

先吹調子吹笛調子時打鹿妻、安摩造面スル時、

出安摩笛止了、有転、又笛樂即加拍子、

〔朱筆〕〔次第〕先調子沙陀調此間打鹿妻、次當曲
〔朱筆〕〔次第〕先調子沙陀調此間打鹿妻、次當曲
〔朱筆〕〔次第〕先調子沙陀調此間打鹿妻、次當曲
〔朱筆〕〔次第〕先調子沙陀調此間打鹿妻、次當曲

打鹿妻、次進出舞也、〔朱筆〕〔次第〕先調子沙陀調此間打鹿妻、次當曲
〔朱筆〕〔次第〕先調子沙陀調此間打鹿妻、次當曲
〔朱筆〕〔次第〕先調子沙陀調此間打鹿妻、次當曲

以右手所持笏移取、左手差左肩時吹、

次転一度

上手向北、下手向南共延立時打大鼓・鉦鼓

次又當曲

自第三度転初吹之〔朱筆〕即加一拍子

次舞ノ樂止、次又當曲

〔朱筆〕即加一拍子

于時二舞出替舞也〔朱筆〕同吹安摩

陵王

〔朱筆〕號羅陵王、古樂、中曲

先欲樂發之時、聊吹新樂亂声、次亂序、次荒序

次破入時吹安摩真序絕了、依是□注、但舞家

聊有口伝可尋歟、

又云、

乱声吹小乱声、但至于相撲・競馬等時長吹之、

荒序拍子八即八切也、一切之終打拍子也、但拍子之間

撥フ 踏如乱声打也、不可打高声歟

乱序次転、件転、近來二度転之後反吹乱序或說号真序

破近來二反、次切加拍子舞入時吹安摩 (朱筆) 〔元吹沙陀調而高野天皇御時有勅改定安モ〕

又云、

先聊取音吹新樂乱声端、次乱序 反數不□ 吹

次舞走出、次舞乱序、次舞ノ乱序吹止、

次転二度 古說三度

此間不吹笛大鼓・鉦鼓・壺鼓二度打之、

次聊吹乱序舞之号小乱序、次取音 沙陀調

次破 拍子十六二反、近代一反

二反時自第二反初加拍子一反、□自半帖加拍子

次吹安摩 早吹反數不定
薄舞 次舞走入、

今世所用如此、

或譜云、

乱序一帖度数无定、隨舞、次転云、

我等胡兒吐氣如雷、我採頂雷 踏石如涯

右得土力 左得皷廻 日光西沒 東西若□

縁々長曲

荒序八帖拍子各一合拍子八破拍子十六可吹二反

合拍子卅二終帖加拍子、舞入時吹安摩、

今世先吹新樂乱声、次吹乱序、次転云、

次又吹乱序、次聊吹調子端、次吹荒序八帖、次吹

破二反終帖加拍子、略時一反□第九拍子加拍子、